

施工データのAPI連携に関する協議会  
運営細則

(総則)

第1条 本会の会員は、設立趣旨に賛同する企業、団体、有識者とし、協議会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

(会員の種類及び権利)

第2条 本会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 正会員は、本会の趣旨に賛同する法人、団体とし、協議会及び各WGなどの活動に参加することができる。
  
2. オブザーバー会員は、本会の活動を円滑に推進するために設置されるものであり、協議会及び各WGに参加して傍聴することができる。なお、オブザーバー会員は、協議会会員の推薦により協議会会員の過半数の承認をもって参加することができる。

(入会手続き)

第3条 本会の会員になろうとする者は、次の書類を協議会に提出し、協議会会員の過半数の承認を得なければならない。

1. 入会申込書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票

(入会の承認)

第4条 会員の入会については本会事務局がこれを審査し、協議会会員の過半数の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。なお、本会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力と関係がある者
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合

(入会日)

第5条 入会を認められた者は、会員登録の日をもって当協議会の会員となる。

(会費等)

第6条 本会の会費は当面の間無料とする。

(届出事項の変更)

第7条 会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本会に対し、これを届出なければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 本会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が解散もしくは破産したとき

(退会)

第9条 本会を退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本会を退会できるものとする。

(規定の改訂)

第10条 本規定の改定は運営企画WGが決定し、本会会員に周知する。

(その他)

第11条 本規定に定めのない事項については運営企画WGにおいて別途定める。

附 則

- 1 本規約の細則は、令和3年10月22日より施行する。